

## 第12期群馬県地球温暖化防止活動推進員募集要領

### 1 目的

この要領は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条の規定に基づき、群馬県知事が委嘱する群馬県地球温暖化防止活動推進員（第12期）の公募に際し、必要な事項を定める。

### 2 応募資格

応募資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日時点で、満18歳以上の者
- (2) 群馬県内に在住若しくは在勤又は在学の者
- (3) 地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者

### 3 任期

任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

### 4 応募方法

応募申込書（様式1）または所定のフォームに所定事項を記入し、群馬県環境森林部環境政策課に提出するものとする。

### 5 募集期間

募集期間は、令和7年2月3日（月）から令和7年4月30日（水）までとする。

### 6 活動内容

推進員は、地球温暖化の現状及び対策の重要性について十分理解し、次の各号の活動を行うものとする。

#### (1) 自主活動

##### イ 活動の実践

日常生活の中で、自ら地球温暖化防止活動を実践すること。

##### ロ 普及啓発

各推進員単独又は地域の推進員同士が連携・協力して、地域住民や自治会、事業者等を対象に、情報提供や講演、助言、相談対応などを通じ、温室効果ガスの排出削減につながる具体的な取組を促進すること。

#### (2) 連携活動

推進員以外の主体（行政、群馬県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、民間団体等）と連携・協力し、地球温暖化対策の取組を行うこと。

（例：出前講座の実施、行政の地球温暖化防止施策PR、普及啓発イベント・講習会の開催）

#### (3) 研修活動

行政又は群馬県地球温暖化防止活動推進センターが開催する研修会等に参加し、地球温暖化防止に関する見識を高めること。

## 7 活動区域

推進員は、原則として、在住若しくは在勤又は在学市町村で活動するものとし、以下の地区のうち、当該市町村が含まれる地区内での連携した活動を基本とする。

- (1) 中部地区（前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町）
- (2) 西部地区（高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町）
- (3) 吾妻地区（中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町）
- (4) 利根沼田地区（沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）
- (5) 東部地区（桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）

## 8 活動経費

推進員は、ボランティアとして活動を行い、原則として報酬等は支給しない。

## 9 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、それぞれの機関等において厳重に管理し、法の目的の範囲内でのみ使用する。

様式 1 群馬県地球温暖化防止活動推進員応募申込書

様式 2 群馬県地球温暖化防止活動推進員推薦調書

様式 3 令和 年度活動報告書

様式 4 活動報告書兼継続意向確認書（一般用）

様式 5 活動報告書兼継続意向確認書（市町村職員用）